



山形県公報

令和7年10月31日(金)
第652号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……1087  
○公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同  
○農用地利用集積等促進計画の認可……………(農村整備課) ……1088  
○一般国道の供用の開始……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……1089  
○県道の供用の開始……………(同) ……同  
○公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同  
○同……………(同) ……同  
○同……………(同) ……1090  
○同……………(同) ……同  
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………(建築住宅課) ……同  
○開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……1091  
○同……………(同) ……1092  
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……1093

## 告 示

### 山形県告示第761号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

令和7年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 証明書番号       | 家畜の種類 | 品 種  | 名 前                               | 飼 養 者               |                        |
|-------------|-------|------|-----------------------------------|---------------------|------------------------|
|             |       |      |                                   | 住 所                 | 名 称(氏 名)               |
| 11698907985 | 牛     | 黒毛和種 | 亀 之 美<br>(2024子山形黒<br>1698907985) | 新庄市大字鳥越<br>字一本松1076 | 山形県農業総合研究センター<br>畜産研究所 |

### 山形県告示第762号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域

長井市森及び五十川地内

2 公共測量を実施する期間

令和 7 年10月23日から令和 8 年 2 月27日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第763号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和 7 年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地                |
|-----------------------|----------------|------------------------------|
| 山 形 市                 | 40者            | 山形市南石関11番 2 ほか164筆           |
| 上 山 市                 | 10者            | 上山市三上字屋敷浦425番ほか32筆           |
| 天 童 市                 | 4 者            | 天童市大字貫津字東ノ崎2247番ほか39筆        |
| 中 山 町                 | 1 者            | 東村山郡中山町大字小塩字高瀬324番 2         |
| 西 川 町                 | 2 者            | 西村山郡西川町大字吉川字尾畑山1686番ほか 3 筆   |
| 東 根 市                 | 8 者            | 東根市大字東根元東根字日塔2410番ほか31筆      |
| 新 庄 市                 | 6 者            | 新庄市大字本合海字元畑695番 3 ほか97筆      |
| 舟 形 町                 | 9 者            | 最上郡舟形町長沢字野田1742番96ほか128筆     |
| 大 蔵 村                 | 6 者            | 最上郡大蔵村大字合海字コウチ1044番 5 ほか12筆  |
| 鮭 川 村                 | 2 者            | 最上郡鮭川村大字京塚字内近江川原4953番ほか 7 筆  |
| 米 沢 市                 | 7 者            | 米沢市広幡町小山田829番ほか52筆           |
| 長 井 市                 | 9 者            | 長井市九野本字男柄5352番 1 ほか38筆       |
| 小 国 町                 | 1 者            | 西置賜郡小国町大字増岡字谷地味1050番 1 他 6 筆 |
| 白 鷹 町                 | 2 者            | 西置賜郡白鷹町大字浅立字入川原前5699番ほか 2 筆  |
| 遊 佐 町                 | 5 者            | 飽海郡遊佐町大蔵岡字和田38番ほか116筆        |

2 認可年月日

令和 7 年10月20日

**山形県告示第764号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和 7 年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 347号
  - 2 供用開始の区間 村山市大字長善寺字米田1561番 3 から  
同 仲田1603番 1 まで
  - 3 供用開始の期日 令和 7 年10月31日
- 

**山形県告示第765号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和 7 年10月31日から同年11月14日まで縦覧に供する。

令和 7 年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 樽石基点線
  - 2 供用開始の区間 村山市大字長善寺字川前102番 3 から  
同 仲田1603番 1 まで
  - 3 供用開始の期日 令和 7 年10月31日
- 

**山形県告示第766号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東置賜郡高畠町大字二井宿字畑中地内
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年 8 月19日から令和 8 年 3 月 6 日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
- 

**山形県告示第767号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡小国町の一部
  - 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年10月17日から令和 8 年 3 月27日まで
  - 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）
-

**山形県告示第768号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、白鷹町土地改良区理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝～同町大字高玉
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年10月20日から令和 8 年 3 月19日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（空中写真測量）

**山形県告示第769号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 7 年10月31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市寺西、千石、西越、上柳及び大字風間地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和 7 年11月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第770号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条第 1 項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年10月31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 住宅確保要配慮者<br>居住支援法人の名称 | 主たる事務所その他<br>支援業務を行う事務所の<br>名称及び所在地 | 支援業務                          | 指定年月日      |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------|------------|
| 株式会社幸信不動産             | 株式会社幸信不動産<br>山形市青田南24番47号           | 法第62条第 2 号から第 4 号までに掲<br>げる業務 | 令和 7.10.20 |

**山形県告示第771号**

次の開発行為は、完了した。

令和 7 年10月31 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和 7 年 7 月25日 指令村総建第226号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市長清水一丁目176番28、243番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
酒田市こがね町一丁目19－ 2 土筆株式会社

## 公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和7年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番       | 地目 | 面積（平方メートル） |
|--------------|----|------------|
| 鶴岡市白山字新田13番  | 田  | 1,923      |
| 鶴岡市白山字新田72番1 | 田  | 5,342      |
| 鶴岡市白山字新田73番3 | 田  | 451        |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|--------|------|--------------|
| 令和8年3月 | 5年   | 385,800円     |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和7年11月14日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和 7 年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番              | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---------------------|----|------------|
| 東田川郡庄内町楨島字五里塚144番   | 田  | 2, 857     |
| 東田川郡庄内町千河原字引楯266番   | 田  | 2, 978     |
| 東田川郡庄内町千河原字引楯267番   | 田  | 3, 273     |
| 東田川郡庄内町千河原字引楯317番 5 | 田  | 400        |
| 東田川郡庄内町千河原字中割561番   | 田  | 3, 281     |
| 東田川郡庄内町千河原字野中364番   | 田  | 3, 414     |
| 東田川郡庄内町千河原字野中365番   | 田  | 3, 633     |

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第 2 項において読み替えて準用する同法第39条第 1 項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期     | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|------------|------|--------------|
| 令和 8 年 2 月 | 5 年  | 985, 800円    |

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和 7 年11月14日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年10月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

山形県総合交通安全センター外15施設に係る電力の供給

- (1) 山形県総合交通安全センター 予定契約電力345キロワット、年間予定使用電力量693,087キロワットアワー
- (2) 山形県警察本部三隊合同庁舎 予定契約電力52キロワット、年間予定使用電力量231,225キロワットアワー
- (3) 山形警察署庁舎 予定契約電力140キロワット、年間予定使用電力量693,167キロワットアワー
- (4) 上山警察署庁舎 予定契約電力55キロワット、年間予定使用電力量177,188キロワットアワー
- (5) 天童警察署庁舎 予定契約電力66キロワット、年間予定使用電力量212,392キロワットアワー
- (6) 寒河江警察署庁舎 予定契約電力45キロワット、年間予定使用電力量204,273キロワットアワー
- (7) 村山警察署庁舎 予定契約電力70キロワット、年間予定使用電力量234,183キロワットアワー
- (8) 尾花沢警察署庁舎 予定契約電力44キロワット、年間予定使用電力量158,889キロワットアワー
- (9) 新庄警察署庁舎 予定契約電力177キロワット、年間予定使用電力量442,408キロワットアワー
- (10) 庄内警察署庁舎 予定契約電力58キロワット、年間予定使用電力量218,955キロワットアワー
- (11) 酒田警察署庁舎 予定契約電力79キロワット、年間予定使用電力量325,365キロワットアワー
- (12) 鶴岡警察署庁舎 予定契約電力91キロワット、年間予定使用電力量462,939キロワットアワー
- (13) 長井警察署庁舎 予定契約電力46キロワット、年間予定使用電力量181,310キロワットアワー
- (14) 南陽警察署庁舎 予定契約電力54キロワット、年間予定使用電力量220,183キロワットアワー
- (15) 米沢警察署庁舎 予定契約電力93キロワット、年間予定使用電力量284,362キロワットアワー
- (16) 小国警察署庁舎 低圧電力 予定契約電力11キロワット、年間予定使用電力量13,521キロワットアワー  
小国警察署庁舎 従量電灯 C 予定契約電力28キロワット、年間予定使用電力量38,688キロワットアワー

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号023(626)0110

3 随意契約の相手方を決定した日 令和 7 年 9 月16日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目 8 番28号

5 随意契約に係る契約金額

(1) 第 1 項第 1 号から第15号までの施設

基本料金単価（1 kW 当たり） 1,991.07円

電力量料金単価（1 kWh 当たり） 19.43円

(2) 第 1 項第16号の施設

基本料金単価

低圧電力（1 kW 当たり） 1,577.12円

従量電灯 C（1 kVA 当たり） 1,498.27円

電力量料金単価（1 kWh 当たり）

低圧電力 夏季 29.78円 その他季 28.07円

従量電灯 C 28.07円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令11条第 1 項第 1 号該当

令和 7 年10月31日印刷  
令和 7 年10月31日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県